⑸　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
⑹　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格を下回る価格で入札したすべての者について、開札後、速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。
⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouichirou Nakajima, Director General, Okinawa Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Geological Survey (Part 2), Camp Schwab (2017)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : August 18, 2017, 12 : 00 noon
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : September 22, 2017, 12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagamigun, Okinawa 904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 155)

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建設工事）

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本案件は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事である。
平成29年８月３日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　　滋
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　南幸市街地住宅（建替）住宅建設その他工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市西区南幸２―16
⑷　工事内容　建設工事一式（以下を想定する。）
①　建物高さ　約75m
②　建物戸数　257戸
③　延床面積　約20,000㎡
⑸　工期　平成35年10月31日まで
ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容が記載される場合は、当該技術提案書に記載された工事期間とする。
⑹　工事の実施形態
①　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式の試行工事である。
②　競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公平な審査の結果に基づき選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と、設計・施工に関する覚書（以下「覚書」という。）を交換し、工事費積算に必要な図面一式の作成（以下、「工事費算定用設計」という。）が完了した時点で覚書に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には、工事に係る工事請負契約を締結する。
③　優先交渉権者は、価格等の交渉が成立した後、独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）に工事費算定用設計の成果物を引渡すものとする。
④　優先交渉権者は、工事請負契約後に、工事施工に必要な図面一式の作成（以下「実施設計」という。）に着手し、設計費の請求を行うものとする。設計費の支払いは、工事請負契約の前払金又は部分払の規定に基づき支払うものとする。
⑤　価格等の交渉が不成立となった場合、原則として、当機構は工事費算定用設計の成果物の引渡しを受けないものとし、これに要した設計業務費用は優先交渉権者の負担とする。
2　競争参加資格　次の⑴から⑯に掲げる条件を全て満たしている者又は⑰の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑱に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより下記３に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑸　参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。
なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、参加表明書等の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
⑼　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑽　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⑾　設計実績　次の①及び②の条件を満たすこと
①　一級建築士事務所登録のある者
②　対象工事と「同種の設計実績」があること（設計実績とは、公告の日までに財団法人日本建築センターの構造評定委員会及び建築防災計画評定委員会の審査がそれぞれ完了した実績その他これと同等のものをいう。）。（共同企業体申込みの場合は構成員のうちの１社又は共同企業体としてこれを満たすこと。）